

# 高砂市消防団協力事業所表示制度

## 認定基準等のご案内

### ○ 協力事業所の認定基準

事業所等に消防関係法令上の違反がなく、以下のいずれかに適合しているときに申請若しくは推薦することができます。

- 1 複数の従業員が消防団に入団していること。
- 2 従業員の消防団活動について、積極的に配慮していること。
  - (1) 勤務時間中の消防団員としての出勤や訓練等に関する配慮をしている事業所等
  - (2) 消防団活動を行う際に、賃金、手当等をカットしない等の配慮をしている事業所等
  - (3) 消防団活動を行うことに対して、昇進や昇給等で不利に扱わないように内部規定などで定めている事業所等
  - (4) 消防団員から推薦があり、団員の任務遂行に特に積極的に協力していると消防団長が認める事業所等
- 3 災害の発生時等に資機材等を消防団に提供するなど消防団活動に協力していること。
  - \* 「災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等」とは、災害時等における協定や覚書等を市と締結し、資機材を提供することが可能であり、消防団活動に係る協力体制を整備している事業所等
- 4 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していること。

### ○ 申請方法

- 1 事業所等が表示証の交付を申請する場合  
消防団事業所表示申請書（様式第1号）を、高砂市消防本部総務課に提出してください。
- 2 消防団長等が事業所等を推薦する場合  
消防団事業所表示申請書（様式第2号）を、高砂市消防本部総務課に提出してください。
- 3 表示証の有効期間の満了により、更新を希望する事業所等の場合  
消防団事業所表示申請書（様式第1号）を、高砂市消防本部総務課に提出してください。